

# 「新庄市地域産業振興資金保証制度」のご案内

## ▶ 保証対象者 次の6つの要件の全てに該当する事業者

- (1) 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者（裏面別表1参照）
- (2) 原則として資本構成上、大企業の出資が2分の1以下の企業
- (3) 1年以上引き続いて市内に事業所又は工場を有し、かつ事業実績を有する者  
〔ただし、1年以上の事業実績を有し、かつ市内への進出計画を有する中小企業者については保証対象者とすることができます〕
- (4) 市税を完納している者
- (5) 本資金の導入によって経営基盤の安定と発展が期待される者
- (6) 業種については裏面別表2の業種を営む者

## ▶ 資金の種類及び保証条件

裏面別表3のとおり

## ▶ 必要書類

- 新庄市地域産業振興資金保証制度認定申請書
- 信用保証委託申込書（写）
- 最近2カ年の財務諸表
- 納税証明書及び資産証明書（写）
- 事業計画書
- 見積書及び図面（設備投資資金の場合）



かむてん©新庄市×富樫義博©

## ▶ 保証料補給

山形県信用保証協会が債務の保証を行う場合、責任共有保証制度対象であるため、上限1.90%の9段階保証料率が適用されます。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

どの区分に該当するかは、県保証協会の審査により決定されます。

また、保証料の約30%は借入主の負担となります。

## ▶ 取扱金融機関

山形銀行・荘内銀行・きらやか銀行・新庄信用金庫・北郡信用組合  
(新庄市に店舗を有する各本支店)

※融資については金融機関などの審査により決定されますのでご了承ください。

## <お問合先>



新庄市役所 商工観光課 企業立地・商工振興室

TEL : 0233-22-2111 (内線 254)

FAX : 0233-22-0989

E-Mail : syoukou@city.shinjo.yamagata.jp



▶ 別表1 - 中小企業者とは

業種	要件
製造業等	資本金：3億円以下 or 従業員300人以下
卸売業	資本金：1億円以下 or 従業員：100人以下
小売業	資本金：5,000万円以下 or 従業員：50人以下
サービス業	資本金5,000万円以下 or 従業員：100人以下
医療法人等	従業員：300人以下

下記の政令特例業種については規模要件が異なります

業種	要件
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	資本金：3億円以下 or 従業員：900人以下
ソフトウェア業	資本金：3億円以下 or 従業員：300人以下
情報処理サービス業	資本金：3億円以下 or 従業員：300人以下
旅館業	資本金：5,000万円以下 or 従業員：200人以下

- (注1) 家族従業員、臨時の使用人、会社役員は従業員には含みません。ただし、パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員に含みます
- (注2) 組合の場合は当該組合が保証対象事業を含むこと、またはその構成員の2/3以上が保証対象事業を営んでいれば該当します
- (注3) 製造業等の「等」とは卸売業・小売業・サービス業以外の業種をいいます  
【業種事例】  
建設業、不動産業（不動産賃貸業、貸家業、貸間業、不動産代理業）、運送業、倉庫業、印刷業、出版業、ガス供給業、損害保険代理業、土石採取業、鉱業など
- (注4) 小売業には、飲食業を含みます。
- (注5) 医療法人等とは、医療法人、および医業を主たる事業とする社会福祉法人、一般財団法人または一般社団法人をいいます

▶ 別表2 - 指定業種一覧

中分類	業種名
06	総合工事業
07	職別工事業（設備工事業を除く）
08	設備工事業
09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業（小分類276武器製造業を除く）
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
44	道路貨物運送業
50	各種商品卸売業
51	繊維・衣類等卸売業
52	飲食料品卸売業
53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
54	機械器具卸売業
55	その他の卸売業

▶ 別表3 - 資金の種類 及び 保証条件

資金名	自己資本充実促進資金	長期安定資金	商業手形割引資金	設備投資資金
目的	自己資金の増資により経営基盤の充実と企業体質の改善を図る。	長期資金の導入により、経営の安定と企業体質の改善を図る。	手形割引、商手担保による資金調達により金融円滑化と企業経営の安定を図る。	設備投資により生産性の向上と経営の近代化、合理化を図る。
資金使途	運転資金	運転資金	運転資金	設備資金
保証金額	最高限度額 10,000 千円	最高限度額 10,000 千円	最高限度額 5,000 千円	最高限度額 20,000 千円 (市長が特に認めるもの 50,000 千円)
保証期間	5 年以内	10 年以内	1 年以内	10 年以内
担保及び保証人	保証協会の定めるところによる。	保証協会の定めるところによる。	保証協会の定めるところによる。	保証協会の定めるところによる。
貸付金利	年 1.6% (平成 28 年 4 月現在)	年 1.6% (同左)	年 1.6% (同左)	年 1.6% (同左)
返済方法	5 年以内 (据置 2 年以内)	10 年以内 (据置 1 年以内)	一括	10 年以内 (据置 1 年)
提出書類	保証協会が必要とする書類	保証協会が必要とする書類	保証協会が必要とする書類	保証協会が必要とする書類
資格要件	法人 (法人成 1 年以上)	1 年以上同一事業を営む者	1 年以上同一事業を営む者	1 年以上同一事業を営む者
その他			根保証については、保証協会の取扱いに準ずる。	